

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 5月22日

【会社名】 株式会社国際協力銀行

【英訳名】 Japan Bank for International Cooperation

【代表者の役職氏名】 代表取締役総裁 林 信光

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号

【電話番号】 03-5218-3304（代表）

【事務連絡者氏名】 財務・システム部門 執行役員 財務部長 北島 敏明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号

【電話番号】 03-5218-3304（代表）

【事務連絡者氏名】 財務・システム部門 執行役員 財務部長 北島 敏明

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年 8月 8日
効力発生日	2022年 8月16日
有効期限	2024年 8月15日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 60,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 60,000百万円

(60,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社国際協力銀行第4回社債(一般担保付)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	1,000万円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.639%
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、2024年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から2024年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 (注)12.「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2029年3月19日
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2029年3月19日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。 3. 償還元金の支払場所 (注)12.「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2024年5月22日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2024年5月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債の社債権者は、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号。以下「国際協力銀行法」という。)の定めるところにより、株式会社国際協力銀行(以下「当行」という。)の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項無し。(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)

財務上の特約(その他の条項)

該当事項無し。

(注)

1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

信用格付: A A + (取得日 2024年5月22日)

入手方法: R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「J C R」という。)

信用格付: A A A (取得日 2024年5月22日)

入手方法: J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

信用格付: A 1 (取得日 2024年5月22日)

入手方法: ムーディーズのホームページ(https://www.moody's.com/Pages/default_ja.aspx)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-5408-4100

(4) S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S & P」という。)

信用格付: A + (取得日 2024年5月22日)

入手方法: S & Pのホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(SPRJ)」をクリックして表示される「信用格付けの概要(S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」

(<https://disclosure.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/jpcrlist/-/pcr-details/pcr/corporates>)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられる(若しくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。

3. 社債管理者

株式会社三菱UFJ銀行

4. 期限の利益喪失に関する特約

当行は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当行が上記「利息支払の方法」欄第1項又は「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が発行する本社債以外の社債及び国際協力銀行法附則第17条に基づき当行が連帯債務を負う債券(以下「承継債券」という。)について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5銀行営業日以内に弁済することができないとき。
- (3) 当行が発行する社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務に係る契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5銀行営業日以内にその履行を

することができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合は、この限りでない。

- (4) 当行が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。
 - (5) 法令により、本社債の償還期日前に当行が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなったとき。
 - (6) 当行が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
5. 社債管理者に対する通知
当行は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 当行の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。
 - (2) 当行が当行の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金の額を減少しようとするとき。
 - (5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。
6. 社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
7. 社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
8. 公告の方法
本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。
9. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当行が有する本社債の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
10. 社債管理者への報告
- (1) 当行は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
 - (2) 当行は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写しを提出する。ただし、当行がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写しの社債管理者への提出を省略することができる。
 - (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当行に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
11. 発行代理人及び支払代理人
上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれを取り扱う。
12. 元利金の支払
本社債の元利金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,800	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金22.5銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,900	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,900	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	200	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に43万円を支払うこととしている。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	23	9,976

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,976百万円については、全額を別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載の「株式会社国際協力銀行グリーンボンドフレームワーク」に規定される適格性基準を満たす事業への融資（既存又は将来のプロジェクトに対する、全部又は一部の資金調達又は借換えを含みます。）に充当する予定であります。なお、実際の充当期間までは、現金又は現金同等物にて管理する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適合性について

当行は、グリーンボンドの発行に際し、国際資本市場協会が定めるグリーンボンド原則2021（以下「GBP」という。）に基づき、2021年10月に、以下に定める「株式会社国際協力銀行グリーンボンドフレームワーク」（以下「本フレームワーク」という。）を策定しております。GBPは、グリーンボンドを発行する際のベストプラクティスを示した自主的なガイドラインであり、本フレームワークはGBPが規定する4つの原則に沿ったものとなっております。当行は、本フレームワークがGBPに適合している旨の外部評価（セカンド・パーティ・オピニオン）をSustainalytics Japan Inc.（サステイナリティクス社）より取得しております。

株式会社国際協力銀行グリーンボンドフレームワークについて

1 調達資金の使途

当行は、グリーンボンドの正味調達資金に相当する金額を以下の「適格性基準」を満たす事業への融資（既存又は将来のプロジェクトに対する、全部又は一部の資金調達又は借換えを含む）に充当します。

当該融資は、適格事業を実施する事業体への直接の貸付のみならず、他の金融機関を介したター・ステップ・ローン（TSL）も含まれます。

適格性基準

グリーンボンドの正味調達資金に相当する金額は以下の全ての条件を満たすプロジェクトに充当します。

(i) 下記の適格事業区分のうち1つ以上に該当し、

(ii) 該当するグリーンボンドの発行日から遡り、過去36ヶ月以内に当行が融資を実施した案件、又は発行日以降36ヶ月以内に新たに融資を実施する案件

GBP適格事業区分	適格性基準	環境目標
再生可能エネルギー	以下に規定する再生可能エネルギー（CO ₂ 排出量が100gCO ₂ /kWh未満であり、かつバックアップ電力で非再生可能エネルギー由来の電力を用いる場合は当該発電量が全体の15%以下のものに限る）の製造・発電・送電・部品製造に係る開発・建設・管理又は保守運営のための融資： ・太陽光・太陽熱 ・風力（洋上・陸上含む） ・地熱 ・水力（発電量が25MW以下のものに限る） ・バイオマス（廃棄物由来又はForest Stewardship Council(FSC)・Programme for the Endorsement of Forest Certification(PEFC)により認証された木材・木材ペレット由来のものに限る） ・水素（水素製造については生成時及び燃焼時においてCO ₂ を排出しないグリーン水素に限る。また水素発電についてはグリーン水素のみを燃料とする100%専燃発電に限る）	気候変動の緩和 大気汚染防止・抑制
クリーンな交通輸送（鉄道）	以下に規定するクリーン輸送（化石燃料運搬用の貨物輸送車を除く）のための融資： ・電気鉄道車両又はエネルギー効率の高い車両（CO ₂ 排出量が旅客輸送用は50gCO ₂ /p-km未満、貨物輸送用は25gCO ₂ /t-km未満）の製造又は保守運営 ・線路又は交通システムの新設・延伸・更新又は保守運営	気候変動の緩和 大気汚染防止・抑制
クリーンな交通輸送（ゼロエミッション車）	以下に規定するクリーン輸送プロジェクトのための融資： ・電気自動車（Battery Electric Vehicle(BEV)）の車両及び構成部品の設備投資・製造、並びに充電インフラの整備 ・燃料電池車（Fuel Cell Electric Vehicle(FCV)）の車両及び構成部品の設備投資・製造、並びに水素充填インフラの整備	気候変動の緩和 大気汚染防止・抑制
グリーンビルディング	以下に規定する認証のいずれかを取得している、もしくは取得予定の不動産物件のための融資： ・Leadership in Energy and Environmental Design(LEED)のGold又はPlatinum ・Building Research Establishment Environmental Assessment Method(BREEAM)のExcellent又はOutstanding ・Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency(CASBEE)のA又はS	気候変動の緩和

除外基準

当行は、グリーンボンドの調達資金を以下の除外基準に含まれる資産・プロジェクト・セクターへの融資に対して意図的に配分しないことを約します。

- ・化石燃料（石炭・石油・ガス含む）の開発・精製・運搬
- ・化石燃料の発電利用
- ・原子力発電
- ・武器・軍事産業
- ・賭博・カジノ
- ・タバコ

2 プロジェクトの評価・選定プロセス

プロジェクト選定における適格性基準の適用

当行の財務部は、経営企画部と協議の上、適格事業としての基準を満たすプロジェクトを選定し、グリーンボンドによる調達資金を充当します。

選定されたプロジェクトのモニタリング

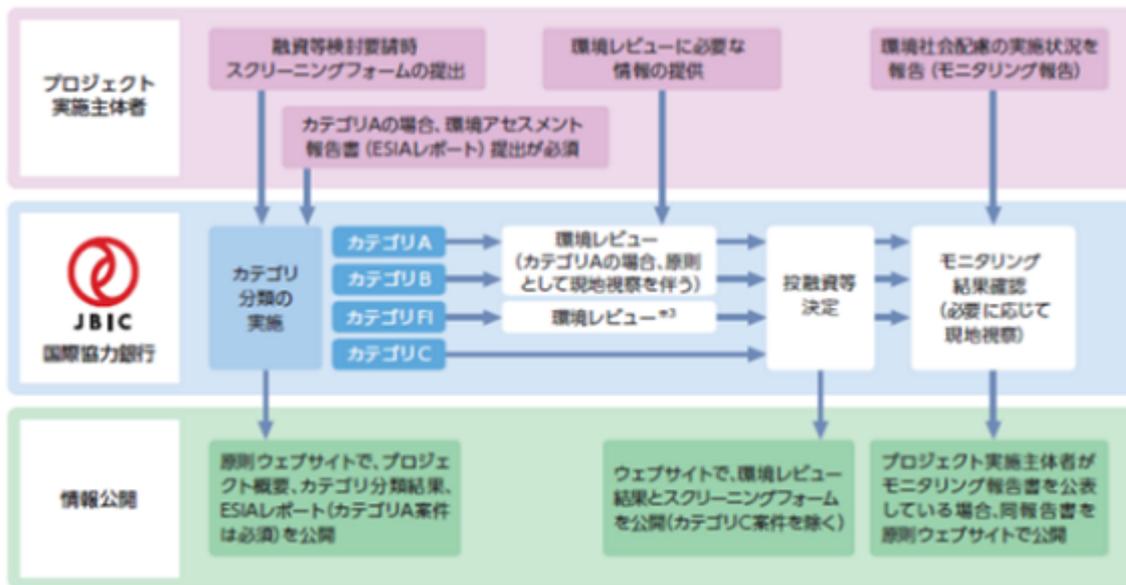
適格事業として選定された案件は、融資実行以降、償還に至るまでの間、継続的にモニタリングされ、万が一、選定されたプロジェクトの中止等により期限前弁済等が発生した場合には、ただちに当該プロジェクトを適格事業の選定リストから除外します。

環境社会配慮確認手続き

当行では、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「環境ガイドライン」という。）に基づいて、当行の投融资等の対象となるすべてのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認しています。

環境ガイドラインは、当行が実施する環境社会配慮確認の手続き、判断基準、投融资等の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、当行はプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が適切でないとは判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、投融资等の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

環境社会配慮確認は、投融资等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する『スクリーニング』、環境社会配慮の適切性について確認を行う『環境レビュー』を経て、投融资等の決定後実際の影響を確認する『モニタリング結果の確認』という流れで行われます。



カテゴリFIの場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体者等から提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、次の4つのカテゴリに分類します。

カテゴリA	環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト
カテゴリB	環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
カテゴリFI	JBICの投融资等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの投融资等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの投融资等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

3 調達資金の管理

当行はグリーンボンドの発行を通じて調達した資金を、適格事業へ充当し、管理を行います。当行の財務部は、本フレームワークに基づいて発行されたグリーンボンドの発行額と同額が適格事業としての基準を満たすプロジェクトのいずれかに充当されるよう追跡・管理を行います。また、調達資金の全額が適格事業に充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて運用を行います。

4 レポーティング

当行は、グリーンボンドの発行により調達された発行代わり金が全額適格事業に充当されるまで、年に1回当行のウェブサイト上で当該グリーンボンドの資金充当状況に係るレポーティング及びインパクトレポーティングを公表する予定です。

資金充当状況に係るレポーティング

(i) 適格事業に充当された正味調達資金の金額及び未充当の金額

- (ii) 適格事業区分毎の充当金額
- (iii) 新規・リファイナンス比率

インパクトレポーティング

当行は、実務上可能な範囲で、以下指標を含むインパクトレポーティングを公表する予定です。

適格基準の種類	報告内容
再生可能エネルギー	・ 想定発電容量 (MW) ・ 推定CO ₂ 排出削減量 (CO ₂ t)
クリーンな交通輸送（鉄道）	・ 運行距離又は旅客輸送量（年間の旅客数*運行距離）
クリーンな交通輸送（ゼロエミッション車）	・ 想定生産台数
グリーンビルディング	・ 外部認証毎の物件数・金額等の内訳 ・ 主要な物件の環境改善効果

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月22日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期中(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 2023年12月19日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2024年5月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2024年2月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2024年5月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保證するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社国際協力銀行本店

東京都千代田区大手町一丁目4番1号

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。